

平成 25 年度改正項目一覧

消費税

- 消費税率が 5%→8%に引き上げられました。
- 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 任意の中間申告制度が創設されました。
- 税率の引き上げに伴い経過措置が講じられました。

所得税

- 所得税の最高税率が平成 27 年分から 40%→45%になります。
- NISA(ニーサ)が創設されました。最大 500 万円の上場株式や株式投資信託等への投資に係る配当所得及び譲渡所得が非課税扱いになります。
- 住宅ローン減税が拡充され平成 29 年末まで延長されました。最大控除額が一般住宅は 400 万円、認定住宅は 500 万円となりました。

資産税

- 平成 27 年以後の相続から相続税の基礎控除額の引き下げや、最高税率の引き上げが行われます。併せて、未成年者控除・障害者控除・小規模宅地等の課税価格の計算の特例が変更されます。
- 平成 27 年以後の贈与から贈与税の税率構造が緩和されます。
- 平成 27 年 12 月 31 日まで教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用が受けられます。
- 事業承継税制の見直しにより、平成 27 年以後の相続及び贈与について非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度の活用がしやすくなります。

法人税

- 中小法人の交際費課税の特例が拡充され、平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度から 800 万円以下の交際費が全額損金算入可能となりました。
- 雇用促進税制が拡充され、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は税額控除額が 20 万円→40 万円となります。
- 生産等設備投資促進税制・所得拡大促進税制の創設、環境関連投資促進税制・研究開発税制の拡充が行われました。

印紙税

- 平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものについては、領収書の受取金額が、5 万円未満のものが非課税になりました。又不動産の譲渡に関する契約書・建設工事の請負契約書も税率が引き下げられました。

平成 26 年度改正項目一覧

平成 26 年度税制改正法が 3 月 20 日の参議院本会議で可決・成立し、4 月 1 日から施行されました。消費税のさらなる増税を来年 10 月に控え、法人税関連は減税項目が目立つ印象です。主なポイントは下記のとおりです。

消費税

- ・消費税率が 8%→10%に引き上げられる予定です。(平成 27 年 10 月より)
- ・簡易課税制度のみなし仕入率が見直され、金融業及び保険業は第4種事業(みなし仕入率 60%)から第 5 種事業(同 50%)に、不動産業は第 5 種事業(同 50%)から第 6 種事業(同 40%)になります。(平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用)
- ・外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直しで、免税対象を現行の家電・バッグ・衣料品等に加え、食料品・飲料品・医薬品・化粧品等の消耗品も免税対象になるとともに、購入手続きが簡素化されます。(平成 26 年 10 月 1 日以後の課税資産の譲渡から適用)

所得税

- ・給与所得控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円(控除額 245 万円)を平成 28 年分は 1,200 万円(控除額 230 万円)に、平成 29 年分以降は 1,000 万円(控除額 220 万円)に引き下げられます。
- ・NISA(ニーサ)について、1年単位で NISA 口座を開設する金融機関の変更が可能になるとともに、NISA 口座を廃止した場合に NISA 口座の再開設が可能になります。(平成 27 年 1 月 1 日以後の変更届出書又は廃止届出書の提出分から適用)

法人税

- ・所得拡大促進税制の拡充・延長
現行制度の適用期限を 2 年間延長するとともに、雇用者給与等支給増加割合の要件(現行 5%以上)について、平成 25・26 年度は 2%以上、平成 27 年度は 3%以上、平成 28・29 年度は 5%以上とする等の見直しが行われます。
- ・復興特別法人税が1年前倒しで廃止されます。
- ・交際費課税が緩和・延長されます。
現行制度の適用期限が 2 年間延長されるとともに、交際費のうち飲食のための支出の 50%が損金算入可能とされます。(中小法人については現行の定額制度(800 万円)との選択制)
- ・民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進を図るため、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充、既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設、ベンチャー投資促進税制の創設事業再編促進税制の創設が行われます。

各項目に関する詳細は、弊社担当者にお尋ねください。